

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第27号

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第8条第2項中「第30条の4第3項」を「第30条の4第4項」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。